


今週の専門用語




大企業向け賃上げ税制

一口に「賃上げ税制」と言っても大企業向けと中小企業向けがある。大企業向けはかつて「法人が給与等の引上げ及び設備投資を行った場合に係る措置」、中小企業向けは「中小企業者等が給与等の引上げを行った場合に係る措置」と呼ばれていたが、令和3年度改正では、コロナ禍に伴う就職氷河期を生まないように新規雇用を優遇するため、それぞれ「法人の新規雇用者給与等支給額が増加した場合に係る措置」、「中小企業者等の雇用者給与等支給額が増加した場合に係る措置」へと改組されている。


適格請求書発行事業者公表サイト

適格請求書発行事業者として登録を受けた場合には、国税庁の適格請求書発行事業者公表サイトにおいて①氏名又は名称、②法人（人格のない社団等を除く）は、本店又は主たる事務所の所在地、③特定国外事業者以外の国外事業者は、国内で行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所等の所在地、④登録番号、⑤登録年月日、⑥登録取消年月日、登録失効年月日が公表される（消法57の2④⑩、消令70の5①）。また、追加で個人事業者の「主たる屋号」「主たる事務所の所在地等」等の公表もできる。


平成23年改正後の国税通則法

平成23年における国税通則法の改正（平成25年施行）は、①税務調査手続の（従来の運用上の取扱いの）法定化、②更正の請求期間の延長、③全ての処分について原則理由附記の3つの柱からなる。税務調査が法的手続として整備されたことを評価する声がある一方、未解決の問題も多く、調査手続の違法を主張して処分の取消しを求める係争が続いている。また、改正後の影響として、調査手続の厳格化による調査期間の長期化、実地調査件数の減少を受けて、調査の効率化が進められている。

08

ページ

11

ページ

40

ページ

From
編集室

◆金融庁に設置された「会計監査の在り方に関する懇談会」の論点整理案が明らかになったが、公認会計士試験制度の見直しは、現行制度で試験に取り組んでいる受験生への影響に配慮し、中長期的な検討課題となった。◆懇談会では、IFRSやITを試験科目とすることのほか、レベルの高い公認会計士を選抜する試験と、企業の経理担当の部長クラスを担えるぐらいの知識を持つ人材のための試験の二本立てを検討すべきとの意見が出ている。◆公認会計士からは、10年前に見送りとなった企業財務会計士が再び検討課題になったのではないかと危惧する声も聞かれたが、単なる1つの意見として終わっている。（MIN）

週刊T&Amaster 第906号

2021年11月15日発行（毎週月曜発行）

【編集人】南館茂雄

【発行人】村田幸雄

【発行所】株式会社ロータス21

〒104-0045 東京都中央区築地2-11-11 6F

【販売】新日本法規出版株式会社

〒460-8455 名古屋市中区栄1-23-20

【お問合せ】販売・広告 (052)211-1525

記事内容 (03)5281-0020 ta@lotus21.co.jp

最新号を含む見本誌を無料で進呈しております。下記よりご請求下さい